

「和歌山大学マスコットキャラクター」着ぐるみ貸付に関する取扱について

マスコットキャラクター着ぐるみの貸付に関する取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 申請窓口

マスコットキャラクター着ぐるみを借用しようとする場合は、広報室に申請書を提出し、企画課長の許可を得るものとする。

2. 貸付品目

貸付する品目は、原則以下の品目一式とする。

着ぐるみ 1 体（頭部、胴部、手袋、靴、タスキ）

3. 貸付対象

貸付及び使用対象者は以下のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) その他、企画課長が許可した者

4. 貸付基準

貸付にあたっては、使用目的が以下の要件に該当する場合は貸付を行わない。

- (1) 本学の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 本学の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企画課長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

5. 借用申請及び貸付許可

貸付けを受けようとする者は、借用申請書（別紙1）を、広報室に提出するものとする。

- (1) 申請期限は、着ぐるみ使用予定日の原則1週間前までとする。（ただし、特別な事情のある場合を除く）
- (2) 申請受理後、確認の上、適当であると認められた者について、貸付許可書（別紙2）を交付する。
- (3) 着ぐるみの受領及び返却は、広報室にて行うものとする。
- (4) 貸付許可した後であっても、借受人が本取扱に違反した場合、又は維持管理上やむを得ない事情により許可を取り消すことがある。

6. 遵守事項

借受人は、着ぐるみの使用にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 着ぐるみに衣服を被せるなど、現状を変更しようとするときは、あらかじめ企画課長の承認を受けること。
- (2) 着ぐるみの運搬、維持管理に要する費用は、借受人において負担すること。ただし、企画課長が貸付の性質によりこれらの費用を借受人に負担させることが適切でないことを認めた場合は除く。
- (3) 使用に際しては破損、汚損しないよう十分に注意すること。故意又は過失により破損、汚損した場合は修繕費等を実費負担するものとする。
- (4) 使用に際しては、必ず補助員を2名以上配し、衝突、転倒や熱中症など事故が起こらないよう十分注意すること。
- (5) 着ぐるみを、転貸したり、貸付の目的以外のために使用しないこと
- (6) 使用場所が指定されている場合は、指定された場所以外で使用しないこと。
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (8) 火気等危険物の周辺で使用しないこと。
- (9) 万が一、事故が発生した際は着ぐるみの使用を取り止め、直ちに必要な救護措置をとり、広報室へ報告すること。
- (10) 着ぐるみ貸付期間終了後は、遅滞なく広報室に返却すること。
- (11) 周囲への保障、着ぐるみ着用者への保障など、事故・障害のリスクに備えること。大学に過失のない限り、大学は一切の責任を負わないものとする。
- (12) 借受人が、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えたときは、借受人がその損害賠償の責任を負うものとする。
- (13) 項目5.(4)により貸付の許可を取消され、又は使用の中止を命じられたことにより、借受人に損害が生じた場合においても、本学はその損害を賠償する責任を負わないものとする。
- (14) その他、広報室の指示に従うこと。

7. 活動報告

借受人は、着ぐるみ使用終了後速やかに活動報告を企画課に提出すること。

(当日の活動概要のメモと写真2～3枚。)

8. 事務

着ぐるみの貸付に関する事務は、企画課（広報室）において処理する。

附則

この要項は、平成24年2月1日から施行する。

附則

この改正要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要項は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(別紙1)

「和歌山大学マスコットキャラクター」着ぐるみ借用申請書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学企画課長 殿

申請者

(住所)

(所属等)

(氏名)

(連絡先) 電話：

e-mail：

下記のとおり「和歌山大学マスコットキャラクター」着ぐるみを借用したいので申請します。なお、使用に際しては、「和歌山大学マスコットキャラクター」着ぐるみ貸付に関する取扱内の「遵守事項」を遵守する事とします。

記

1 . 借用物品

和歌山大学マスコットキャラクター「わだにゃん」着ぐるみ一式

2 . 使用目的

3 . 使用場所 (屋内外の別を含め可能な限り詳細に記載)

4 . 借用希望期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 . 使用計画書 (使用予定者及び補助者 2 名以上の所属氏名を含む)

別添『使用計画書』のとおり

6 . その他

(別紙2)

「和歌山大学マスコットキャラクター」着ぐるみ貸付許可書

年 月 日

殿

国立大学法人和歌山大学企画課長

年 月 日付で貴殿より申請のありました、「和歌山大学マスコットキャラクター」着ぐるみの貸付及び使用については、下記のとおり許可します。

記

1 . 貸付物品

「和歌山大学マスコットキャラクター」着ぐるみ一式

2 . 使用目的

3 . 使用場所

4 . 貸付期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 . 遵守事項等

- (1) 「和歌山大学マスコットキャラクター」着ぐるみ貸付に関する取扱い内「遵守事項」を遵守すること。
- (2) 申請内容に変更が生じた場合は直ちに届け出ること。
- (3) 周囲の安全確認、こまめな休憩と水分補給をして事故防止に努めること。
- (4) 万が一、事故等が発生した場合は必要な救護措置をとった上直ちに広報室に報告をすること。
- (5) その他注意事項は広報室からの指示に従うこと。